非常勤職員の通勤に係る費用弁償の支給誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高石高等学校 | 非常勤職員Ａについて、令和５年８月の勤務日数が５日であるにもかかわらず、通勤に係る費用弁償の額を誤り、４日分しか支給されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 通勤に係る費用弁償の支給基礎額 | 既支給額 | 正規支給額 | 不足額 |
| Ａ | 2,020円 | 8,080円 | 10,100円 | 2,020円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例】（費用弁償）第３条　非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】（通勤に係る費用弁償）第22条　２　通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。四　１日の普通乗車券による運賃の額 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、未支給の費用弁償額については、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。検出事項の原因は、担当教職員が出勤日数を誤って算定していたことにある。再発防止に向けて、担当教職員を含む複数人で勤務実績の確認を行うよう周知徹底することによりチェック体制を強化した。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月28日）